児童手当制度改正のお知らせ

令和6年10月分(令和6年12月支給)から児童手当の制度が一部改正されます。 世帯の状況により、手続きが必要な場合があります。必ずご確認ください。

- 1. 児童手当の支給対象年齢が高校生年代まで(18歳年度末まで)となります。
- 2. 所得制限が撤廃され、所得にかかわらず児童手当が支給されます。
- 3. 第3子以降の手当額が30.000円に増額されます。
- 4. 多子加算のカウント対象の年齢が22歳年度末までに拡充されます。(※1)
- 5.支払い回数が年3回から年6回(偶数月)になります。
- (※1) 第3子のカウント方法については「支給額について」をご確認ください

支給額について 1人あたり月額

制度改正前

児童の年齢	第1子·第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	15,000円
3歳以上小学生	10,000円	15,000円
中学生	10,000円	10,000円

- ※ 所得制限限度額以上かつ所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5.000円
- ※ 所得上限限度額以上の場合は、特例給付の支給なし

制度改正後

児童の年齢	第1子·第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上18歳の年度末まで	10,000円	30,000円

- ※ 「第3子以降」とは、受給者(請求者)が生活費等を経済的に負担している大学生年代(22歳年度末まで) から数えて3番目以降の子をいいます。
- ※ 施設里親等受給者については、第3子以降の加算はありません。

(例)下記の場合の児童手当(月額)は70,000円です。

第4子 12歳 支給対象

第3子

14歳

支給対象

第2子



支給対象

第1子



カウント外

